

(様式第 3 号)

学

則

| | |
|---------------------|--|
| ① 申請者の住所・事業者名、電話 | 〒525-0032 滋賀県草津市大路 2 丁目 11-15 特定非営利活動法人 滋賀県社会就労事業振興センター TEL 077-566-8266 |
| ② 県内の事業所の住所・事業所名、電話 | 〒525-0032 滋賀県草津市大路 2 丁目 11-15 TEL 077-566-8266 |
| ③ 指定を受ける研修事業の名称 | 介護職員初任者研修（障害者介護職員養成事業） |
| ④ 研修課程および学習方法 | 介護職員初任者研修課程 ・通学方法 |
| ⑤ 開講の目的 | 高齢化の進展と人口減少社会の中で多様なルートから人材確保が必要となっていることから、良質な介護サービスが安定して提供されることならびに障害のある人たちの雇用の促進を目的とし開講する。 |
| ⑥ 指令年月日等 | 令和 4 年 6 月 14 日 滋賀県指令医福第 1339 号 |
| ⑦ 受講資格 | ・ 本人が介護分野で就労を希望していること ・ 原則として療育手帳の交付を受けている方、または手話を主たるコミュニケーション手段とされる方 ・ 原則として滋賀県内に在住の方 ・ 説明会に参加された方 |
| ⑧ 定員 | 19 名 今回は聴覚に障害がある方の枠を設けました（定員 3 名） ただし、手話通訳で情報を得ることが可能な方 |
| ⑨ 募集・研修期間 | （募集）令和 4 年 6 月 20 日 ～ 令和 4 年 7 月 20 日 （研修）令和 4 年 9 月 5 日 ～ 令和 5 年 3 月 8 日 |
| ⑩ 研修カリキュラム | カリキュラム日程表（様式第 4 号-1） 研修区分表（様式第 4 号-2）を参照ください。 |

| | |
|--|---|
| <p>⑪ 研修会場の名称、住所 ・ 講義</p> <p>・ 演習</p> | <p>【講義】 〒525-0032 滋賀県草津市大路二丁目 1-35 草津市立市民総合交流センター キラリエ草津</p> <p>〒520-3031 滋賀県栗東市糺二丁目 4-5 栗東市商工会</p> <p>【演習】 〒525-0025 滋賀県草津市西渋川二丁目 9-38 草津市立障害者福祉センター</p> |
| <p>⑫ 実習施設の名称等</p> | <p>1. 実施する（実習施設利用計画書（様式第 6 号参照）</p> <p>【実習予定先】 特定非営利活動法人加楽 デイサービスセンター加楽 他</p> <p>2. 実施しない</p> |
| <p>⑬ 使用テキストおよび通信添削課題（出版社と名称等）</p> | <p>テキスト 公益財団法人介護労働安定センター 「介護職員初任者研修テキスト」</p> |
| <p>⑭ 受講手続きおよび本人確認の方法（選考方法含む）</p> | <p>受講希望者には、7 月 26 日に開催する事前説明会に必ず出席をお願いします。事前説明会時に学則、カリキュラム、日程表、受講申込書を配布します。</p> <p>応募多数の場合は申込み書類にて選考します。</p> <p>受講にあたっては本人確認のため、開講式当日に以下のうちいずれかをご持参ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 健康保険証 ・ 運転免許証 ・ 住民票 ・ 年金手帳 ・ パスポート <p>上記以外に障害者手帳の確認をします。</p> |
| <p>⑮ 受講料、テキスト代等および支払い方法（受講料補助制度含む）</p> | <p>受講料 ￥22,000（テキスト代等、消費税含む） 開講式当日に現金でお持ちください。</p> |
| <p>⑯ 解約条件および返金の有無等</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 受講決定通知受理後、やむを得ずキャンセルされる場合は事務局に開講日の 10 日前までにその旨を申し出てください。ただし受講料の半額をいただきます。 ・ なお、7 日前～開講日のキャンセルには応じられません。受講料をお支払いいただきますのでご了承ください。 ・ 講座開始前日以降の解約には応じられません。 ・ 開講後に受講を断念された場合も、返金等には応じられません。 |

| | |
|-------------------------------|--|
| <p>⑰ 欠席・遅刻・早退・受講取消の取扱基準</p> | <p>研修は欠席、遅刻、早退することなく受講してください。 全教科、遅刻・早退も欠席扱いとします。 また、次の場合には受講をお断りすることがあります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 講師や実習先及び他の受講生などに迷惑をかける行為があった場合 2. 正当な理由なく、欠席・遅刻・早退が著しい場合 3. 主催者の指示を守れない場合 |
| <p>⑱ 研修修了の認定方法、評価方法と合格基準</p> | <p>認定方法：全科目の時間数に出席し（各回ミニレポートの提出が必要）、修了評価試験で合格した方を修了者と認定し、修了証明書を交付します。 評価方法：全科目修了した方に1時間の筆記試験を実施します。 合格基準：70点以上で合格とします。</p> <p>なお、修了評価試験が不合格の場合、1時間の補講を受けていただいた後、再試験を行います。また、再評価は最大5回までとし、最終試験の結果不合格となった方は未修了扱いとなるため注意してください。</p> |
| <p>⑲ 補講の方法および補講料</p> | <p>研修を欠席された方でやむを得ない事情があると認められる場合、（必要に応じて証明書等の提出が必要）については、欠席の教科について次のように補講を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補講の方法は原則としてビデオ補講とします。 ・下記の教科は補講ができませんので注意してください。 <p>2-3 人権に関する基礎知識 9-6～9-11 実技演習 9-13 施設実習 9-15 総合生活支援技術演習</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス等への感染、濃厚接触者への該当等、出席を停止せざるを得ない場合は補講の対象とする。 ・補講は13時間を限度とします。 |
| <p>⑳ 募集の広報の方法</p> | <p>事業者指定後、当法人のホームページにおいて情報を開示します。関係機関、団体等にはチラシにて案内を行います。</p> |
| <p>㉑ 情報公開の方法（ホームページアドレス等）</p> | <p>http://www.hataraku-shiga.net</p> |
| <p>㉒ 受講者の個人情報の取扱</p> | <p>個人情報保護規程作成の有無（有・無） なお、修了者は県の管理する修了者名簿に記載されます。</p> |

| | |
|----------------------------|--|
| <p>⑭ 受講中の事故等についての対応</p> | <p>研修は安全に実施するよう努めますが、万が一に備え保険に加入していただきますようお願いいたします。また、研修中に体調が悪くなった場合は、支援機関もしくは家族等の受講者の関係者に連絡するとともに必要な対応を適切に行いますが、健康保険証を持参されることをお勧めします。 通学中の事故は、受講者の責任ならびに負担とします。</p> |
| <p>⑮ 研修責任者名と役職</p> | <p>特定非営利活動法人 滋賀県社会就労事業振興センター 理事長 城 貴志</p> |
| <p>⑯ 課程編成責任者名と役職</p> | <p>公益事業部次長 深津 千景</p> |
| <p>⑰ 情報開示責任者名、役職および連絡先</p> | <p>公益事業部次長 深津 千景</p> |
| <p>⑱ 苦情相談担当者名、役職および連絡先</p> | <p>【事業者】【事業所】共に 特定非営利活動法人 滋賀県社会就労事業振興センター 理事長 城 貴志 TEL 077-566-8266</p> |
| <p>㉑ 事業所の研修担当者名と連絡先</p> | <p>深津 千景 TEL 077-566-8266 FAX 077-566-8277</p> |
| <p>㉒ その他研修に関する事項</p> | |